

徳島県監査委員公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、徳島県知事等から定期監査結果報告に対して講じた措置についての通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成25年6月10日

徳島県監査委員 西川 正 二
同 村 廣 道
同 原 孝 仁
同 丸 若 祐 二
同 岸 本 泰 治

| 監査結果の公表年月日 | 平成25年2月20日 | | | | | |
|---------------------------|--|--------------|---|--|--|--|
| 監 査 の 結 果 | | | 講 じ た 措 置 | | | |
| (1) 歳入で未収 となっている もの | <p><西部総合県民局企画振興部〈美馬庁舎〉〈三好庁舎〉> 県税及び税外収入について、市町村等関係機関と連携して、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。</p> | | <p>滞納となった県税及び税外収入については、毎年度当初に策定する「県税事務運営方針」に基づき計画的な滞納整理に取り組んでいる。収入未済額の8割近くを占める個人県民税については、平成19年度に所得税から個人住民税への税源移譲が行われ、課税額が約1.8倍に増加したことに伴い、その収入未済額も増加した。</p> <p>個人県民税の収入確保への取組みとしては、県と市町税務職員による「共同徴収・共同催告」や地方税法第48条の規定に基づき個人住民税の徴収権を市町から引継ぎ、県が直接徴収するなど、県と市町が連携・協働して税収確保と収入未済額の縮減に取り組んでいるところである。さらには、収入未済額の発生を抑制するために、市町と連携し「個人住民税の特別徴収制度の普及・拡大」に取り組んでおり、引き続き普通徴収の事業所への周知・協力依頼に努め、特別徴収への移行を推進する。</p> <p>その他の税目については、電話催告、臨戸による納税指導はもとより、早期の財産調査による積極的な滞納処分を実施している。また、7～9月までの間を「滞納繰越分整理強調月間」と定め、集中的な滞納整理に取り組んだ。</p> <p>さらに、滞納整理の進捗状況の確認や滞納整理方針について定期的に協議するとともに、滞納件数が多い自動車税については、担当地区別に徴収状況を把握し、進行管理に努めている。</p> <p>これらの取組みの結果、西部総合県民局管内の県税及び税外収入の平成23年度決算における収入未済額144,124,651円が、平成25年3月未現在で、110,364,608円となり、33,760,043円減少した。</p> <p>今後も、さらなる適正、公平な税務行政の実現に向けて、納税秩序を確立し、税収の確保を図るために、県税の納期限内の収入確保とともに滞納繰越分の整理に努める。</p> <p>また、個人県民税については、市町と連携し徴収支援の充実に努める。</p> | | | |
| | <p>県税の収入未済額の状況</p> | | | | | |
| | 平成23年度決算額 | 132,640,151円 | | | | |
| | 平成22年度決算額 | 139,665,110円 | | | | |
| | 増 減 額 | △7,024,959円 | | | | |
| | <p>税外収入の収入未済額の状況</p> | | | | | |
| 平成23年度決算額 | 11,484,500円 | | | | | |
| 平成22年度決算額 | 11,634,900円 | | | | | |
| 増 減 額 | △150,400円 | | | | | |

<西部総合県民局保健福祉環境部〈三好庁舎〉>

返納金（児童扶養手当返納金・生活保護返納金）及び母子福祉資金貸付金元利収入について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

返納金（児童扶養手当返納金・生活保護返納金）の収入未済額の状況

| | |
|-----------|-------------|
| 平成23年度決算額 | 22,422,710円 |
| 平成22年度決算額 | 22,939,300円 |
| 増減額 | △516,590円 |

母子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

| | |
|-----------|-------------|
| 平成23年度決算額 | 10,979,220円 |
| 平成22年度決算額 | 11,411,502円 |
| 増減額 | △432,282円 |

1. 返納金（児童扶養手当返納金）の収入未済額の状況

児童扶養手当返納金については、「児童扶養手当返納金に係る事務取扱要領」に基づき、電話による督促と家庭訪問を定期的に行い、債務者の生活状況の実態把握に努め、適切な納付指導を実施することで、収入未済額の縮減に努めている。

その結果、平成23年度決算額で2,105,960円であった収入未済のうち、平成25年3月末までに36,000円を収納した。

また、引き続き、年1回の現況届提出時に、パンフレットを受給者へ配布して不正受給防止の注意喚起を促すとともに、手当の定時支払前には、町役場に対して全受給者の受給資格を再確認するよう依頼をするなど、新たな返納金発生の防止策を講じた結果、平成22年度から平成25年3月末までに新たな返納金は発生していない。

今後とも、さらに債務者の生活状況を把握し、定期的な電話及び訪問による納付指導を行うことで、返納金の縮減に努めるとともに、町役場との連携をより一層強化することで、新たな返納金発生の防止に努めたい。

2. 返納金（生活保護返納金）の収入未済額の状況

生活保護返納金については、「生活保護返納金事務処理マニュアル」に基づき返納金が発生した時点で一括返納の可否を確認し、困難なケースについては、分割返済に応じている。

債権の回収に当たっては、保護継続中の者は計画的な返済を指導し、大部分は最低生活維持可能な範囲で納付継続されている。また、保護廃止の者の場合は債務者の大半が生活困窮者であり返済計画が滞る場合があり、このような返済が滞っている者に対しては、マニュアルに基づき督促を行うとともに、一定期間納付がない者を中心に、徴収計画を立てて、文書、電話及び訪問により粘り強く説得を重ねながら回収に努めている。

なお、市町村合併により県から美馬市、三好市に移管され県が徴収すべき債権が残っているケースについては、両市福祉事務所との連携を図り回収に努めた。

このような取組みの結果、平成23年度決算額で20,316,750円であった収入未済のうち平成25年3月末までに1,044,236円を収納した。

また、収入未済の防止策として、生活保護全世帯に対し申告義務のしおりを配布し、収入申告の届出義務等に関する周知徹底を図るなど、不正受給防止等に向けた取組みを強化するとともに、民生委員、関係機関等へも申告義務のしおりを配布の上、情報提供の依頼を行った。

今後の取組みとしては、引き続きマニュアルに基づく適正な債権管理に努めるとともに、定期的に部内での対策会議等による対応策を検討し未収金の回収に努めたい。

3. 母子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

母子福祉資金貸付金元利収入については、「母子寡婦福祉資金貸付金償還指導マニュアル」に基づき、借受人及び連帯保証人へ督促状・滞納状況を通知するとともに、全滞納者に対して、定期的な電話

又は訪問指導を行っている。
 さらに、長期未納者については連帯保証人に対して償還指導を実施している。
 また、これらの償還業務を組織的な対応とするため、毎月1回、部内において未収金対策会議を開催し、償還指導の強化期間を設定するなど、計画的な償還に向けた指導及び支援を積極的に行っている。
 このような取組みの結果、平成23年度決算額で10,979,220円であった収入未済額のうち、平成25年3月末までに867,341円を収納した。
 一方、新たな未収金の発生防止策として、貸付調査時において、借受人及び連帯保証人に対し、利用目的や所得状況等を確認するとともに、制度の趣旨や連帯保証人に係る連帯債務について充分な説明を行うなど、未収金の発生防止に努めている。
 また、新たな未収金の縮減策として、平成23年4月から滞納者が再び口座引き落としにより償還できる口座再振替を利用した償還指導を行った結果、平成23年度は3件の資金について口座再振替を実施し、うち1件については滞納分を全て収納した。
 加えて、償還開始1か月前には、借受人及び連帯保証人へ償還開始通知を発送し償還を促すなど、未収金の発生防止に精力的に取り組んでいる。
 今後とも、滞納者に定期的な電話又は訪問での粘り強い指導で、計画的な償還を促し、より一層、収入未済額の縮減を図るとともに、新たな未収金の発生防止に向けた滞納防止策を徹底したい。

<西部総合県民局農林水産部〈美馬庁舎〉>
 返納金（前払金返納金）の収入未済について、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

返納金（前払金返納金）の収入未済額の状況

| | |
|-----------|------------|
| 平成23年度決算額 | 3,343,000円 |
| 平成22年度決算額 | 3,343,000円 |
| 増 減 額 | 0円 |

A社の返納金については、地方自治法施行令第171条に基づき継続的に督促の手続きを行っており、平成23年度においては直接訪問による督促を11回、督促状の送付を7回行い、平成24年度においては直接訪問による督促を12回、督促状の送付を6回行うなど、返納金の回収に努めてきた。
 しかし、A社については事業活動がされておらず、所有している不動産もなく、無資力の状態であり、回収は極めて困難な状況となっている。
 また、地方自治法施行令第171条の6に基づき、経営再建に向け履行延期申請の手続きを促すなど、債権回収のための様々な措置を講じたところではあるが、A社からは何らの回答も無い状況である。
 今後も「徳島県債権管理基本方針」に基づき、本庁関係課とともに対応方法について検討し、直接訪問等により、回収に向けて引き続き努力をしていく。

(2) 委託業務に係る事務処理で適切でないもの

<西部総合県民局農林水産部〈三好庁舎〉>
 測量設計業務について、測量成果等を徳島県農林土木測量業務共通仕様書に基づき整理するとともに、成果品に対する組織的なチェック体制を強化する必要がある。

「H23三林 緊急治山 三好市黒滝山 測量設計業務」等の測量成果品については、添付すべき成果品のうち、精度管理表等の測量作業成果が添付漏れとなっていた。
 添付漏れとなっていた測量作業成果については、速やかに成果品に添付し、現場監督員、主任監督員、担当リーダーによる確認を行ったうえ、平成24年10月16日に検査員の再検査を受け、成果品の整備を完了している。

| | | |
|-------------------------|--|---|
| | | <p>また、「徳島県農林土木測量業務共通仕様書」の運用に係る所属内担当者に対し、成果品の適正な整備について、研修の場を設け、周知徹底を図っている。</p> <p>さらに、確認作業の明確化を図るとともに、現場監督員、主任監督員、担当リーダー並びに検査員によるチェック体制を強化し、再発防止を図るため、新たに委託業務チェックリストを作成し、平成25年2月から運用実施している。</p> <p>今年度も「徳島県農林土木測量業務共通仕様書」の運用に係る研修の場を設け、再発防止に努めている。</p> |
| <p>(3) 契約事務で適切でないもの</p> | <p><西部総合県民局農林水産部（美馬庁舎）> 測量設計業務の委託契約において、仕様の確認が十分でないものが認められたので、組織的なチェック体制を強化する必要がある。</p> | <p>地すべり防止事業の委託業務において、発注時における仕様の確認が十分でなかった。こうしたミスの再発防止策として、チェックリストを作成することにより、チェック体制の強化を図り審査・確認の徹底を行った。</p> <p>作成したチェックリストは、発注時・設計変更時・検査時に使用し、業務完了時においては、担当リーダーにより十分な下検査を行い成果品の照査を行ったうえで、検査員も公平かつ厳正な検査を行い、設計書と成果品について、その仕様の確認を確実に実施した。</p> <p>今後も、チェックを十分に行い、二度とこのようなことが起こらないよう適切な事務処理に努めていく。</p> |